

# 広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成19年2月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第5号）第4条の規定に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合事務局（以下「事務局」という。）の事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の内部組織)

第2条 総務課に次の係を置く。

総務係

企画財政係

2 業務課に次の係を置く。

医療給付第一係

医療給付第二係

資格保険料係

保健事業係

(総務課各係の分掌事務)

第3条 総務係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長の秘書に関すること。
- (2) 組織に関すること。
- (3) 陳情及び請願等に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 文書の收受及び発送に関すること。
- (6) 情報セキュリティに関すること。
- (7) 庁内電算ネットワークに関すること。
- (8) 職員の人事に関すること。
- (9) 職員の給与等に関すること。
- (10) 職員の研修に関すること。
- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 職員の公務災害に関すること。
- (13) 庁内取締り及び保安に関すること。
- (14) 物品の購入に関すること。
- (15) 条例、規則、規程等の審査に関すること。

- (16) 公告式に関する事。
  - (17) 例規類集の編集及び管理に関する事。
  - (18) 文書の整理保存に関する事。
  - (19) 議会の招集及び提出議案の調整に関する事。
  - (20) 訴訟に関する事。
  - (21) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。
  - (22) 広域連合長の選挙に関する事。
  - (23) 課の庶務に関する事。
  - (24) 他の課及び係に属しない事。
- 2 企画財政係の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 広域計画に関する事。
  - (2) 広報に関する事。
  - (3) 財政計画及び財務諸調査に関する事。
  - (4) 予算の編成に関する事。
  - (5) 予算の執行管理に関する事。
  - (6) 市町負担金（他課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
  - (7) 一時借入金に関する事。
  - (8) 財政事情の公表及び財務報告に関する事。
  - (9) 入札及び契約に関する事。
  - (10) 公有財産に関する事。
  - (11) 公用自動車の管理に関する事。
  - (12) 基金の管理及び処分に関する事。
  - (13) 運営審議会に関する事。
- （業務課各係の分掌事務）

第4条 医療給付第一係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 月報及び年報に関する事。
- (2) 後期高齢者医療特別会計に関する事。
- (3) 医療費推計に関する事。
- (4) 国庫負担金、国庫補助金、県負担金、市町負担金（広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年広島県指令市行第66号）別表第3に掲げる区分のうち医療給付に要する経費及び広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費に係るものに限る。）及び支払基金交付金に関する事。
- (5) 関係市町との電算ネットワークに関する事。

- (6) 医療費適正化（医療費通知に係るものに限る。）に関する事。
  - (7) 診療報酬の過誤調整に関する事。
  - (8) 返納金及び返還金に関する事。
  - (9) 審査支払機関への支払に関する事。
  - (10) 審査支払機関等関係団体との調整に関する事。
  - (11) 診療報酬明細書の開示及び情報提供に関する事。
  - (12) 第三者行為に係る損害賠償金の求償に関する事。
  - (13) 課の庶務に関する事。
  - (14) 後期高齢者医療制度に関する事務で他の係に属しない事。
- 2 医療給付第二係の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 療養費に関する事。
  - (2) 高額療養費に関する事。
  - (3) 高額介護合算療養費に関する事。
  - (4) 葬祭費に関する事。
  - (5) 診療報酬明細書に関する事。
  - (6) 医療費適正化（診療報酬明細書の点検及び療養費に係るものに限る。）に関する事。
- 3 資格保険料係の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 被保険者の資格の管理に関する事。
  - (2) 資格確認書に関する事。
  - (3) 資格情報通知書に関する事。
  - (4) 一部負担金の減免に関する事。
  - (5) 保険料率に関する事。
  - (6) 保険料の賦課に関する事。
  - (7) 保険料の減免に関する事。
  - (8) 保険料の徴収猶予に関する事。
  - (9) 保険料の賦課資料の収集及び調査に関する事。
  - (10) 市町負担金（広島県後期高齢者医療広域連合規約別表第3に掲げる区分のうち保険料その他の納付金に係るものに限る。）に関する事。
- 4 保健事業係の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 保健事業に関する事。
  - (2) 保健事業実施計画に関する事。
  - (3) 医療費適正化（他係の所掌に属するものを除く。）に関する事。  
(職の設置)

第5条 事務局に事務局長及び事務局次長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 広域連合長が必要と認めるときは、課長補佐、専門員、主任、主任保健師、主任主事、主事及び保健師を置くことができる。

(職務)

第6条 事務局長は、全ての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

5 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。

(専決)

第7条 事務局長、事務局次長及び課長は、別に定める事項を専決することができる。

(臨時又は特別の事務)

第8条 広域連合長は、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適当な事務については、担当等を設置し、又は職員を指定して処理させることができる。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条第3項及び第4項並びに別表の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日までの間、第4条第1項中「事務局次長を、課に課長を、係に係長を置く」とあるのは「事務局次長を置く」と、第6条中「、事務局次長及び課長」とあるのは「及び事務局次長」とする。

附 則 (平成20年3月31日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第2号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第1号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規則第1号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日規則第2号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第5号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日規則第5号）  
この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和8年3月30日規則第1号）  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。